

別表1 番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者への個人情報の提供

項番	提供先	①法令上の根拠 (項番)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	資格関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	都道府県知事	11	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	市町村長	27	予防接種法(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)による給付の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	資格関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
7	都道府県知事等	38	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	受給者関連情報	1万人以上10万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
8	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	日本私立学校振興・共済事業団	56	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

項番	提供先	①法令上の根拠(項番)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
10	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	市町村長	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	資格関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	市町村長又は国民健康保険組合	70	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	市町村長	80	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	市町村長	86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
16	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	後期高齢者医療広域連合	116	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第一百八条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

項番	提供先	①法令上の根拠 (項番)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
21	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	128	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
22	市町村長	132	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
24	都道府県知事	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
25	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
26	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	資格関連情報、受給者関連情報、給付関連情報	10万人以上100万人未満	吹田市に住所を有する被保険者および住所地特例者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度